

# 「出席停止のお知らせ」の変更について

この度、県内の小中学校で出席停止通知の様式が統一されることになりました。それに伴い、これまでの様式との変更点がいくつかありますのでお知らせします。

## 変更点

- 登校にあたり、医師による証明が不要となりました。
- 医師から登校の許可を受け、登校年月日を保護者が記入し、記名・押印した「登校届」を提出する方式となりました。

これからインフルエンザの流行が心配な時期となります。インフルエンザの出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」と定められています。発症してからとは、発熱した日を0日と数えます。下の図を参考にして医師の判断に従って保護者が登校届にご記入いただきますようよろしくお願いいたします。

## インフルエンザ いつから登校していいの？ 小・中・高校版

登校していいのは、この2つがそろった時

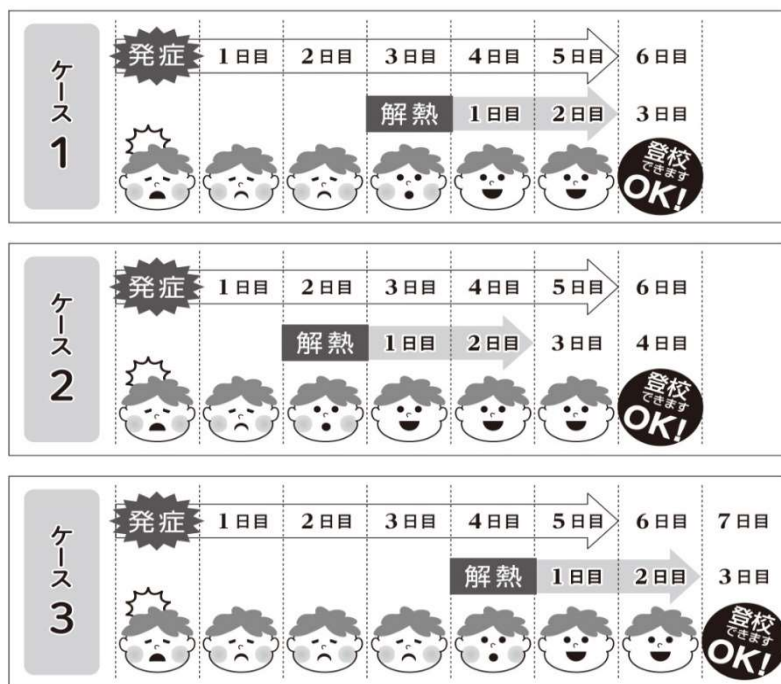
解熱後  
**2**日  
が経過している

+

発症後  
**5**日  
が経過している

※発熱がみられた日を発症とします

※ただし、医師に「感染のおそれがない」と認められた時は登校してもOK



## おねがい

- ・インフルエンザと診断されましたら学校にご連絡ください。
- ・システムの都合上、申し訳ありませんが出席停止通知は学校に連絡をいただいた翌日以降に取りに来ていただきますようお願いいたします。
- ・登校のできる前日には、学校にご連絡ください。

不明な点がありましたら、学校にお問い合わせください。